

## 社会福祉法人市姫福祉会役員及び評議員 の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人市姫福祉会定款(以下「定款」という。)第8条及び第21条の規定に基づき、市姫福祉会の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬の対象業務)

第2条 役員等の報酬は、次の各号に定める業務に対する対価として支給する。

- (1) 理事については、この法人の業務に関する議事の議決を行うため、理事会に出席すること。
- (2) 監事については、定款第18条に規定する監査業務を行うため理事会に出席すること又決算等の監査報告のため評議員会に出席すること。
- (3) 評議員については、定款第10条に規定する事項を審議し、議決を行うため評議員会に出席すること。

### (報酬の額及び支給方法)

第3条 役員等の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事 理事会出席につき 1回 3,000円
- (2) 監事 理事会及び評議員会出席につき 1回 3,000円
- (3) 評議員 評議員会出席につき 1回 3,000円

2 この法人の職員兼ねる理事には、報酬を支給しない。

3 第1項に規定する報酬は、その都度支給する。

### (費用弁償)

第4条 役員等がこの法人の業務のために旅行するときは、その業務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、この法人の職員の例によるものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。